

=研修・講習会=

訪問特定整備制度及びOBD検査関連 通達・処分事例の説明会について

国土交通省では、インターネットによる自動車整備の予約の普及、自動車運送事業者やレンタカー事業者等が大量に保有する自動車の点検整備の効率化などを背景として、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自身の自動車を自動車特定整備事業者の認証工場に持ち込むことなく、自宅や自社の整備場等で特定整備を受けられるニーズが高まっていることを受け、3月31日に道路運送車両法の改正、告示、関係通達の改正が行われ「訪問特定整備制度」が創設されました。

6月30日に施行される本制度について、適切な準備を進めるためご参加下さい。

また、昨年10月1日に本格運用されたOBD検査についての関連通達、処分の対象となる事例、検査用スキャナツールと特定DTC照会アプリを使用してのOBD確認・検査等についてもあわせて説明して頂きます。

説明会対象者は、
各事業場の工場長又は店長等 1名 が対象

○日 時 7月14日(月) 【受付時間】13:00~13:30
【説明会】13:30~14:30

○内 容 【訪問特定整備制度及びOBD検査関連通達・処分事例等について】【講義形式】
・訪問特定整備制度について
・訪問特定整備等の業務の流れと注意事項について
・証票等の様式について
・OBD検査の関連通達、処分の対象となる事例等について
・その他

○講 師 関東運輸局山梨運輸支局 塩野入陸運技術専門官

○会 場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

○研修費用 無 料

説明資料につきましては、当日受付にてお渡しします。

○参加申込方法 下記の「訪問特定整備制度及びOBD検査関連通達・処分事例説明会」参加申込書に必要事項をご記載の上、7月1日(火)までにFAXにてお申し込みください。

- 安全上重要な整備(特定整備)は、設備・機器・要員を有する認証工場で実施しなければならない
- 今般、認証工場の整備士が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を訪問して特定整備を行うことを解禁(「訪問特定整備」)

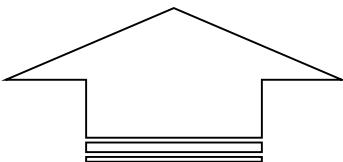
<p>①訪問特定整備</p> <p>1. 場所 認証工場の設備要件を満たす場所 例:運送会社の整備作業場等</p> <p>2. 作業範囲 <u>全ての</u>特定整備</p> 	<p>②限定訪問特定整備</p> <p>1. 場所 認証工場の設備要件を満たさないが 安全・品質を確保できる場所 例:ユーザーの自宅駐車場等</p> <p>2. 作業範囲 特定整備は、<u>以下に限る</u> ① ブレーキパッドの交換 ② 発電機交換 ③ スターターモーターの交換 ④ 大特車のステアリングホースの交換 </p> 
<p>主なルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の認証工場の整備主任者が行う ● 料金の内訳(整備費、旅費等)を示すこと ● 訪問する整備士のリストをメールで運輸支局へ届出 ● 訪問可能な範囲は、同一の都道府県内又は自動車によりおむね1時間以内 <p>今後のスケジュール(予定)</p> <p>3月31日(月) 公布 6月30日(月) 施行</p>	

*詳しくは(一社)山梨県自動車整備振興会ホームページトップページのお知らせ欄「訪問特定整備制度について」をご確認下さい。

～ 指定自動車整備事業に係るOBD検査の具体的違反事例等について ～

！！注意！！「再徹底を！！」

- 指定工場は、対象車の完成検査時に「OBD検査」が必ず必要になります。
(検査用スキャンツールを使用します。)
- 違反事項(点検・整備・検査不適切)
 - ・なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証を交付した場合(違反点数 10点/台)
 - ・OBD検査をOBD確認モードで実施し適合証を交付した場合(違反点数 3点)
- 違反事項(自動車検査員の不正証明行為)
 - ・なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証に証明した場合(解任命令)
- 保安基準適合証交付時の関係書類と車両情報の照合確認は、必ず車検で入庫した際に当該事業場においてオンラインモードにより電子自動車検査証から読み取った車検証閲覧アプリの画面か、車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項により実施してください！！
- 認証工場についても、自工場で検査用スキャンツールを使用して「OBD検査と同等の確認(OBD確認)」を実施した場合、原則として車検場においてOBD検査が省略されます。



振興会 指導教育部 行

FAX 055-263-4420

**訪問特定整備制度及びOBD検査関連
通達・処分事例の説明会参加申込書**

7月14日（月）

受付時間：13:00～13:30

説明会：13:30～14:30

支 部 名	支部	認証番号	8 -
事業場名			
参加者名			

参加者が変更になる場合は事前にご連絡を下さい。

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記の予定で開催しますのでご案内します。

なお、今年度より約3か月に一度の開催となりますので、各事業場において下記予定表をご確認の上、受講されますようお願いします。

また、講習日に変更が生じた際には、会報誌等を通じて、お知らせします。

1. 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
6月18日（水）	5月7日（水）～5月23日（金）

※申込期間中、申請書類を窓口に提出して申込をして下さい(FAX等で申込はできません)。

2. 時間割

	受付時間	講習時間
実習	9：00～9：30	9：30～12：30
学科	13：30～14：00	14：00～15：00
試問	14：45～15：00	15：10～15：40
合格発表	16：00～	

3. 会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

4. 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官
ディーラー担当講師

5. 定員 実習 25名 学科及び試問 50名 (先着順、定員になり次第締め切りとします。)

6. 受講料

	受講料	資料代
学科	無料	500円
実習	2,500円	

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。

資料持参の場合は受講料のみとなります。

7. 講習内容

実習 【3.0時間】	<ul style="list-style-type: none">・先進安全技術の概要・先進安全技術の用いられるセンサー類等・電子制御装置整備に必要な重要事項・センサー類のエーミング作業 等
学科 【1.0時間】	<ul style="list-style-type: none">・自動車特定整備事業について・新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況・電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法・自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	<ul style="list-style-type: none">・試問

8. 申請書類 (1) 受講申請書 1枚
(2) 受講票 1枚
【申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。】
(3) 写真2枚（縦4cm、横3cm）
(4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳
(5) 実習受講済みの方は、実習受講証
(6) 実習を受講する方は、実習申込書
(7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳
(学科（検査員研修等）を受講済みであることを証明するため)

9. 持ち物 (1) 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル）
(2) 消しゴム
(3) マーカーペン
(4) 資料をお持ちの方は『令和2年度又は令和3年度自動車検査員研修資料』又は『令和2年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)』又は『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト（国土交通省自動車局整備課作成）』

令和7年度第1回自動車検査員教習について

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 5月7日（水）～20日（火）
2. 教習日程 事前説明会 6月12日（木）15:00～
教習 6月23日（月）、24日（火）、25日（水）、26日（木）
3. 教習時間 9:00～17:00まで
4. 試問日 7月8日（火）
5. 教習受講資格 「指定自動車整備事業業務取扱要領」第17条に定める者（教習開始日の前日ににおいて、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、6カ月以上）の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。
(1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
(2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
(3) 上記（1）及び（2）に勤務を予定している者
なお、直近の整備主任者法令研修を受講していること
(4) 自動車検査員再教習受講通知を受けた者

6. 教習会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
7. 申請書類
(1) 申請書2枚 (申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。)
(2) 写真 2枚 (4cm×3cm) 申請書に貼付
(3) はがき3枚 (申請書の氏名・郵便番号・住所を記入)
(4) 自動車整備技能者手帳 (法令研修の受講を確認します)
(5) 一級又は二級自動車整備士の合格証書番号が確認できる書類

8. 資料代 24,500円
※ 資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
※ 令和5年度第2回、令和6年度第1回、第2回の教習を受講された方で、
今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
※ 詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会について

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催します。
試問合格率アップを目的とした勉強会ですので、自動車検査員教習の申請者には、受講をお勧めします。

1. 受付期間 5月7日（水）～20日（火）
2. 講習日程 7月1日（火）、4日（金）、7日（月）
3. 講習時間 9：00～17：00
4. 講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
5. 申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
6. 受講料 10,000円

第145期技術講習所開校式が開催されました

第145期技術講習所開講式が4月10日（木）9：00より開催されました。

村松教育委員長より開講の挨拶があり、2級ガソリン課程11名、3級自動車ガソリンエンジン課程26名、計37名が9月までの20日間にわたる自動車整備技能登録試験実技免除講習を受講することになりました。

受講生37名全員が本講習を無事修了出来るよう、お互いに努力していきたいと思います。

また、講習生を送り出している事業場につきましては、講習受講に対するご協力をお願いします。



外国人自動車整備技能実習評価試験の報告について

(一社) 山梨県自動車整備振興会にて外国人自動車整備技能実習評価試験が行われ、その結果は下記のとおりです。

実施日	初級学科試験			初級実技試験		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	受験者数	合格者数	合格率(%)
4月12日（土）	4	4	100	4	4	100